

委員会報告

12月9日の本会議において、各常任委員会に付託された議案審査は、慎重な審査の結果、全議案について可決した。

総務常任委員会 (12月11日)

質問 小城市男女共同参画審議会条例について委員15名の男女比と関係団体の推薦とは。

答弁 男女均等に考えている。また関係団体とは区長会・地域婦人会・人権擁護委員・小中学校保護者・商工団体・農業団体・男女共同参画ネットワーク・子育て支援の方々を考えている。

質問 小城市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について空地、空家がどのような状態を管理不良と見るのか。

答弁 雑草が茂っている宅地でごみの不法投棄や害虫の発生源になっていたり、犯罪、火災等の危険性が危惧される場合を想定している。また実態を調査して土地の管理者に改善するよう連絡する。



▲放置されている空地、空家

文教厚生常任委員会 (12月15日)

質問 小城市敬老祝金で101歳以上は支給しないとした改正条例を提案した背景は。

答弁 行政改革の事業評価を行う中で、課内で協議し、市長も交えて給付金については節目支給で100歳までとした。また、昨年まで9月1日現在で誕生日を迎えた方を対象としていたが、同学年で支給時期が異なることもあったので、支給基準日を3月31日とした。

質問 県内でも先走ってこのような改正を行うのか。対象者が楽しみにしているものを一気に切り捨てせず、多久市のように100歳は3万円、101歳以上は1万円で高齢者が喜べる方策は取れなかったのか。

答弁 80歳、88歳、100歳のそれぞれの節目でご家族の方も改めて敬老のお祝いをしていたら機会になればと考えている。

※委員会審議の中で、小城市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、2人の委員から反対討論、2人の委員から「高齢者の生きがいづくりなどの事業に活かすべき」との条件での賛成討論があり、4対2で原案可決となった。



▲敬老祝金を支給する市長

産業建設常任委員会 (12月14日)

質問 「小城市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」について、第9条で必要最小限の措置、緊急安全措置を講じることができるとあるが、所有者がいなくときは、緊急安全措置に掛かった費用は市で負担するのか。

答弁 条例上では請求権はあるが、所有者が不明の場合も想定される。その場合は緊急性を重要視し対応するので場合によっては請求できないケースも出てくるかと思っている。

質問 特定空家について、調査とか施策の内容については、いつまでに決定して実行に移す計画なのか。

答弁 実態調査については、平成28年度から着手していく考えである。市の職員だけでは充分に迅速にできない部分もあるので専門の業者の支援を受けながら実施していきたい。所有者特定と意向調査まで含めて、平成28年度中に終えたいと考えている。



▲対応が急がれる空家